

57③

不起訴処分理由告知書

平成27年9月14日

告発人 三井 環 殿

福島地方検察庁

検察官 検事 吉武 齊 彦



貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

貴殿及び告発人室井清男から平成26年7月11日付け告発状により告発がなされた被告発人鈴木孝洋ほか6名に対する談合被疑事件の不起訴処分の理由は、次のとおりです。

（不起訴処分の理由） 嫌疑不十分

おって、前記告発状に記載されていたその余の告発事実（告発事実②ないし④）については、犯罪事実が特定されていなかったため、受理しておりません。